

## 第2回実務検討グループ会合において示された地方側意見への考え方について（未定稿）

「国と地方の協議の場」に関する制度案の骨子(案)についての地方側意見（H22. 1. 28）	当方の考え方
<p><b>1 目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>目的の2つ目は、「地方自治に重要な影響を……」と限定すべきでなく、国民目線の行政の実現につなげるため、「国、地方を通じた行政の効果的、効率的な推進」とすべきである。</li> </ul>	<p>→ 趣旨を踏まえ、「地域主権改革の推進を図るとともに、国及び地方公共団体の政策の効果的かつ効率的な推進を図るため、地方自治に影響を及ぼす国の政策について、関係大臣及び地方六団体の代表者が協議を行う」と修正します。</p>
<p><b>2 構成員</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例の構成員については、「対等な協議の場」であること、「地域主権戦略会議」の議長を内閣総理大臣が務めていること、地方分権改革推進委員会の第3次勧告で内閣総理大臣が構成員とされていることなどから、内閣を代表する内閣総理大臣が構成員（議長）にならないと明らかな後退であり、構成員（議長）となるべきである。「地方側に他の構成員に優越する者がおらず、バランスを欠く」との指摘は、内閣総理大臣を構成員としない理由にはならないと考える。</li> </ul>	<p>→ 内閣総理大臣については、弾力的な会議運営等の観点から構成員とはしませんが、いつでも出席し発言することができる旨を規定します。</p> <p>また、内閣総理大臣の位置づけをより明確にするため、招集権者とするとともに、国側の構成員の中から内閣総理大臣が指定する者を議長・議長代行とすることとします。</p>
<p><b>3 協議対象範囲</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地方側としては、地方案に掲げた具体的事項（14項目）について、確実に協議の対象となることの確認を求める。なお、実質的な協議の確保のためには、分科会（議）の活用をあらためて提案する。</li> <li>また、幅広に大括りに規定するという点からも、(2)は、「地方行政、地方財政、地方税制その他地方自治に関する事項」とすべきである。</li> <li>「重大な影響を及ぼす」と「重要事項」が二重にかかっていることから、3（1）（2）（3）の「重要事項」は「事項」に改めるべきである。</li> </ul>	<p>→ 第2回実務検討グループ会合の場においても表明したとおり、地方案に掲げた具体的事項（14項目）が協議の対象範囲に含まれるよう条文化します。</p> <p>→ 趣旨を踏まえ、「地方行政、地方財政、地方税制その他の地方自治に関する事項」と修正します。</p> <p>→ 趣旨を踏まえ、各号の「重要」を削除します。</p>
<p><b>4 開催等</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>定例会と臨時会とを実施するという点については、異存はない。ただ、臨時の会議の招集が請求された場合の招集義務あるいは誠実対応義務の規定が、仕組み上必要と考える（参考：地方自治法 101 条4項）。</li> <li>協議の実を上げるためにも、分科会（議）の設置を法的に明記することは、極めて重要である。分科会（議）においては、企画立案段階から実質的な協議を行うことが必須であり、法文上も、「専門的事項に係る調査研究のため」ではなく、「特定の事項について、集中的に協議を行うため」に分科会（議）を設けることとすべきである。</li> <li>大都市制度の検討に当たっては、関係する地方公共団体を代表する長及び議長を臨時議員として選任するとともに、分科会の一つとして大都市制度に関する分科会を設置することの確認を求める。</li> </ul>	<p>→ 法律の規定に基づき会議の招集を求められた場合には誠実に対応すべきことが当然求められるところであり、規定は不要と考えます。</p> <p>→ 分科会を設けることができる旨の規定を条文上明記することとします。なお、分科会は「特定の事項について調査し、及び検討する」こととします。</p> <p>→ 臨時議員に選任すること及び分科会を設置することが可能な制度とします。</p>
<p><b>5 協議結果</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>協議が調わなかった事項については、政府（国側）のみに国会への報告の義務を課するのではなく、国、地方双方に説明の機会と責任を付与すべきであり、地方からも国会に意見書を提出できるとすべきであると考えます。</li> </ul>	<p>→ 両者を代表する存在としての議長が、会議の定めるところより、国会に報告することとします。これにより地方側の意向が踏まえられる手続を経ることとなります。また、報告の対象も、協議が調わなかったか否かにかかわらず、全ての会議の概要とし、協議の状況全体を国会に報告することとします。</p>
<p><b>6 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>この法律に定めるもののほか、協議の場の運営に関し必要な事項については、地方案どおり、「議長が会議に諮って政令で定める」こととすべきである。法律で定める事項以外にも、代理出席の可否、会議の議決方法など重要な事項は多く、これらの事項について定める際には、会議の構成員との十分な協議が必要である。</li> <li>国が立案する新規施策において、必要な地方への財源措置が講じられていない場合に、地方が取り得る手段が担保されていない現実がある。したがって、法令違反と認めるときに審査の申し出ができるよう、第三者機関による仲裁制度を設置すべきである。</li> </ul>	<p>→ 趣旨を踏まえ、「運営に関し必要な事項は、議長が会議に諮って定める」こととします。</p> <p>→ 今後検討されるべき課題と考えます。</p>